

議員提出議案第16号

町長に対する問責決議について

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 琴浦町議会議員 押本昌幸

賛成者 同 桑本賢治

理由 決議書のとおり

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

町長に対する問責決議

福本町政の4年間を、振り返ると、たくさん問題点が浮かび上がってくる。

直近で言えば、議会事務局職員の任用決裁問題がある。これは本来ならば、単純な事務的ミスで終わっていた問題であるが、福本町長は、本年4月の時点で議長から指摘されながら、11月に町監査委員会から再度指摘を受けるまで認めてこなかった。

このことは議会事務局職員の任用決裁問題が、単なる事務的ミスにとどまらないことの証である。そう考えるとき、前教育長時代に問題となった教育委員会事務局職員の、通常の時期とは異なる時期の人事異動と、今回の議会事務局職員の任用決裁・発令の問題は、町長部局外への人事に対する介入であったと考えざるを得ない。

また、法令に反し、副町長が行った議会事務局職員に対する人事評価には、「議員が決めることが多いが、度が過ぎるような判断に傾きそうな場合」と記した件もある。これは二元代表制を否定するかのような行為であると言わざるを得ない。

また、先の「防災行政無線設備」の更新に当たっては、「同様なシステムが近隣の自治体にはないか」の議員からの問いに対し、福本町長は「存在しない」との虚偽の答弁をなし、議会の協議を混乱させたにも関わらず、いまだ謝罪はない。

さらに、他の大型施設の設計工事等の予算化は、不明確な積算のもとに実施された挙句、度重なる増額を強いるという事態が多発した。そして、その財源には「過疎債」を引いて来るといって、安易な財政運営を繰り返している。

この恣意的な、個人的な手法は、旧カウベルホールの「サウンディング型市場調査」の「トライアル」という意味不明な選考過程と曖昧な結果にも露わになっている。

これら福本町政の、傲慢な隠ぺい体質。近視眼的な町政運営は、琴浦町の未来を危うくするものであったと言わざるを得ない。

これらに対する、その謝罪、改善の意向も見えない福本町長の琴浦町民に対する一連の背任的行為に対し、ここにその責を問うものである。

以上決議する。

令和7年12月17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会